



西尾市

剪定枝の持込方法

西尾市クリーンセンターでは、剪定枝を一次置場に降ろしていただき、リサイクル処理を行っています。

降ろす順番は

① 燃えるごみ ② 剪定枝 ③ 燃えないごみ、の順です。

剪定枝に他のごみが混ざっているとリサイクルできません。

※剪定枝を持ち込む際は、できるだけ混載を避け剪定枝のみを載せて下さい



または



なるべく上の図のように
載せて下さい

混載になってしまう場合は
このように載せて下さい。

剪定枝を持ち込む際は、スムーズな荷降ろし、適正処理のため剪定枝のみで荷降ろしができるよう事前に分別をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

西尾市クリーンセンター

電話：0563-34-8112

○剪定枝の搬入方法について

1. 荷降ろしは係員の指示に従い、原則として搬入者自身で行って下さい。
2. 受入することのできる剪定枝のサイズは、太さ10センチ、長さ2メートルまで。
3. 竹は受入可能ですが、他の剪定枝と分けて搬入して下さい。
4. 雨天の場合でも受け取りは屋外となりますので、雨対策（カッパ、濡れても良い格好など）をして搬入して下さい。
5. 場内は安全運転をお願いします。

※注意、刈草は従来通り焼却処分致します。

・空き缶、空き瓶等、不燃物が混入している場合は、受け取り出来ません。

○不適物

剪定枝リサイクルの特性上、有毒植物や繊維質の多い樹木はリサイクル出来ないため、従来通り焼却処分します。他の剪定枝と分けて搬入して下さい。

【樹木の根も混載不可】

代表例：キョウチクトウ **【有毒植物】**



シュロの木・ヤシ・ソテツ **【繊維質】**



剪定枝搬入順路図

